「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」の改定等について

「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」の改定等について

国土交通省

「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」の改定　【R6.3.21改定】

○ガイドラインの構成（従前は５章に設計段階、６章に施工段階のBIM活用方法を例示）について、**5章「設計段階におけるBIM活用例」**、**6章「施工段階におけるBIM活用例」**、**7章「維持管理段階に向けた資料等の作成へのBIM活用例」**に見直し、これらの各章においてBIM活用の目的・方法を明記

5章　設計段階におけるBIM活用例

－ BIM活用例（5.1～5.8の８項目）について、設計業務の流れに沿った記載順とするとともに、内容を充実させる見直し

<設計業務の流れ>　条件確認 ➡ 技術的検討 ➡ 概算工事費算出 ➡ 図面作成

- 条件確認
  - 5.1　設計条件等と設計図書の整合性の確認
- 技術的検討
  - 5.2　周辺への影響の検討
  - 5.3　光環境の検討
  - 5.4　温熱環境の検討
  - 5.5　建築物の外観及び内観の確認
  - 5.6　干渉チェック
- 概算工事費算出
  - 5.7　数量の算出
- 図面作成
  - 5.8　設計図書等の作成

6章　施工段階におけるBIM活用例

－ 施工計画等の検討に係るBIM活用例を追加するとともに、内容を充実させる見直し

仮設計画の検討

総合仮設計画の検討例

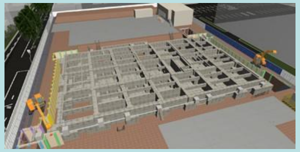

デジタルモックアップ

配筋の検討例

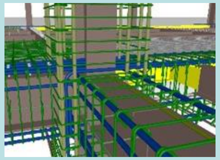

外装の仕上がりの検討例

7章　維持管理段階に向けた資料等の作成へのBIM活用例【新設】

－ ７章を新設し、「維持管理段階に向けた資料等の作成」（従前は６章に記載）にかかる内容を充実させる見直し

官庁営繕事業におけるBIM活用項目の拡充等の見直し　【令和6年度以降に発注する設計業務、工事に適用】

○設計業務や工事におけるBIM活用の推奨項目を拡充するとともに、「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」等の内容をガイドラインとあわせて見直し

【参考】官庁営繕事業におけるBIM活用の取組

国土交通省

原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、発注者情報要件であるEIR※1を適用し、 BIM※2活用を推進※3。

- 延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、 BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
  全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- 設計BIMデータについて工事受注者へ説明等を行うBIM伝達会議を開催し、工事受注者が活用する場合には貸与。

設計段階でBIMデータを作成、提出

設計BIMデータの貸与

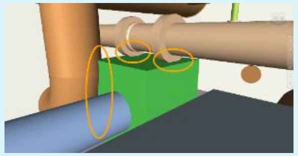

施工段階でBIMデータを作成

※1 Employer's Information Requirements
※2 Building Information Modelling
※3 令和5年度より取組開始

BIM活用の項目

（下線は、R6年度に追加した項目）

■ 指定項目（延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務に設定）

	BIM活用の項目	目的
設計	**建築物の外観及び内観（一部）の提示**	合意形成の円滑化
	実施設計図書（一般図等）※4 の作成	図面間の整合性の確保

※4 総合、構造、電気設備、機械設備の各分野の図面を対象とする。

■ 推奨項目※5（全ての新営設計業務及び新営工事に設定）

	BIM活用の項目	目的
設計	設計条件等と設計図書の整合性の確認	情報の共有、確認の効率化
	基本設計段階における設備計画の検討	納まりの検証の効率化
	概算工事費の算出	効率的な数量算出、精度の向上
	基本設計図書（一部）の作成	図面間の整合性の確保
	実施設計図書（詳細図等）の作成	図面間の整合性の確保
工事	施工計画等の検討	検討の効率化、理解の向上
	施工図の作成	効率的な検討、整合性の確保
	干渉チェック	干渉の確認の効率化
	完成図の作成	維持管理に向けた資料等の作成
	建築物利用説明書に用いる図の作成	維持管理に向けた資料等の作成

※5 3,000㎡未満の新営設計業務の場合、上記の指定項目は推奨項目として設定する。

■ 指定項目又は推奨項目以外：受注者は任意にBIM活用が可能

成果品

■ 指定項目：「実施設計図書（一般図等）の作成」

- 設計BIMデータ及び設計BIMデータ説明資料※6の提出を求める。

※6 BIMモデルと連動しない箇所が分かる資料、
モデリング・入力ルールに関する資料

■ 推奨項目

- 成果品としてBIMデータの提出を求めない。

設計BIMデータの貸与

■ 発注者はBIM伝達会議を開催し、工事受注者へ設計BIMデータ及び同説明資料を説明する。

■ 工事受注者が設計BIMデータを活用する場合、発注者は、工事受注者へ設計BIMデータを貸与する。

3